

令和 7 年度 第 2 回人事給与制度調査審議会

1. 新職制案について

人事給与制度調査審議会の意見

- ◆ 地公法に定める「職務給の原則」及び「均衡の原則」を踏まえた「参事（現国 7 級）」「担当長（現国 5 級）」「主査（現国 4 級）」の格付引下げは妥当である。
- ◆ 職制の見直しと並行して、給与制度についても「職務給の原則」及び「均衡の原則」に基づく適正化を進めることに異論はない。
- ◆ 課長（現国 7 級）についても、均衡の原則を踏まえ、格付を国 6 級に見直す余地はある。次長職の設置要否も含め検討されたい。
- ◆ 新職制案における課長補佐級の格付及び職務・職責について、改めて整理されたい。
- ◆ 合理的かつ効率的な組織体制と、各組織における長の職をいかに設置すべきか、どのような職務内容とすべきかを改めて整理されたい。
- ◆ 職制の見直しと合わせて、昇任昇格管理の適正な運用を担保することが重要。人事評価制度をベースとした昇任・昇格管理の適正化も含めて検討されたい。

各委員の意見

- ◆ 組織や職階をどのような形にするかは、特別職をはじめとするマネジメントのトップ層が決定すべき事項である。
- ◆ 国公準拠の考え方を厳格に反映するならば、担当長以下の職（主任）格付についても、引き下げを検討する余地はある。
- ◆ 国公に準拠した格付引き下げを行うと同時に、中間層のラスパイレス指数が低くならないよう給与制度の改善も合わせて実施すべき。